

びびっと Vivid

No.31

令和6年4月1日

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

が施行されます。

どんな法律？

女性が抱える
困難って？

どうして新しい
法律ができたの？

私たちには
どう関係があるの？



いま、女性がどんな支援を必要としているのか
一緒に考えていきましょう!!

CONTENTS

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」
- 相談窓口の紹介
- 多文化共生・人権プラザのご案内

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律



どんな法律？

女性は日常生活または社会生活を営むにあたって、「女性」であることで、さまざまな困難な問題に直面することが多くあります。

困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題・状況等に応じた最適な支援を受け、自立して暮らすことができる社会の実現を目的としています。



どうして新しい法律ができたの？

女性への支援である婦人保護事業は、昭和31年制定の「売春防止法」に基づき、「性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子の保護更生」を図る事業として始まりました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定される等、女性を取り巻く社会環境が大きく変化していく中、売春以外の問題を抱えた女性も婦人保護事業の対象となるよう拡大されてきました。

そして、新型コロナウイルス感染症拡大により、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化し、とくに「女性不況」と呼ばれるほど、女性の就業が多いサービス業が強く影響を受け、経済的困窮に陥る女性が多くなりました。

このように、これまで潜在的にあったものの表面化していなかった女性をめぐる課題・問題が可視化されるようになり、一度も抜本的な見直しが行われていない「売春防止法」に基づく婦人保護事業では、十分に対応できなくなったことから、新たな女性支援事業のための新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されました。



「売春防止法」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の比較

売春防止法



目的

売春を行うおそれのある女子に対する補導処分・保護更生の措置による売春防止

存続

第1章 売春の禁止

第2章 売春を助長する行為への刑事処分

廃止

第3章 売防法違反で執行猶予判決を受けた女性への補導処分

新法

第4章 売春を行うおそれのある女子の保護更生、指導、施設への收容保護



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律



目的

困難な問題を抱える女性の支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与

第1章 総則

第2章 基本方針及び都道府県基本計画

第3章 女性相談支援センターによる支援等

第4章 雑則

第5章 罰則



新法では、女性の心身の健康の回復を図るため、医学的、心理学的な援助を行うだけでなく、就労の支援や住宅の確保などの支援を、本人の意向を踏まえて行うように求めています。



女性が抱える困難な問題とその要因とは？

新法では困難な問題を抱える女性を『性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)』と規定しています。

性的な被害



性暴力や性的虐待、
予期せぬ妊娠

女性への性暴力について

内閣府「男女間における暴力に関する調査(令和2年度)」では、これまで無理やり性交等された経験を聞いたところ、1回以上の被害経験がある女性は6.9%、男性は1.0%で、とくに20歳代の女性が被害に遭いやすく、加害者は交際相手、職場の関係者である等、多くは被害者が知っている人となっています。

性暴力は、一時的な暴力だけではなく、眠れない・食べられない等の身体的反応、フラッシュバック等の精神的反応、仕事や学校に行けなくなる等の生活上の変化が起こり、その後の生活に影響を与えます。

家庭の状況



DVや不安定な就労環境
による経済的困窮

女性の経済的な困窮について

女性の就業率は近年上昇傾向にあります。雇用形態別の割合をみると、男性の約8割が正規雇用である一方で、女性の半数以上が非正規雇用となっています。

女性は、20歳代後半で正規雇用の割合が最も高く、30歳代以降は非正規雇用の割合が高まっています。つまり、多くの女性が結婚や出産を機に労働時間の短い非正規雇用に変換していると考えられます。

非正規雇用の場合、管理職への昇進による賃金上昇を受けられず、基本的に雇用期間が定められている有期雇用であるため不安定です。

地域社会との関係性



孤立などの社会的困難

女性の孤立について

性暴力、DV、虐待、貧困、いじめ、居場所がない等、苦しさの原因がわからないまま、心にSOSを抱えた若年女性がいます。

このようなさまざまな困難を抱えた若年女性は、自ら悩みを抱え込んでしまうため、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいという実態があります。

若年女性が予期せぬ妊娠によって誰にも相談できず、孤立して出産した結果、子どもが亡くなってしまおうという痛ましい事例もあります。



なぜ、女性が問題を抱えてしまうのでしょうか。

女性が上記のような問題を抱えてしまうのは、個人の問題ではなく、社会には「女性」であることによる被害、つまり「ジェンダーに基づく暴力(Gender based Violence)」と呼ばれる加害・被害構造があるためです。それは、「家事・育児は女性、仕事は男性」や「女性はおとなしいほうがよい」という性別にとらわれた職業観や役割分担意識が影響を与えていると考えられます。

たとえば、女性の非正規雇用が多いのは、高度経済成長期に、正規雇用・終身雇用の夫と専業主婦と子どもという「核家族モデル」を中心につくられた社会保障制度等が関係しています。そのような制度により、「女性は働くとしても家計の補助」とされ、多くの女性が非正規雇用となっているのです。

また、女性が孤立するのは、「女性は男性に支えられるべきだ、一歩下がって控えているべきだ」というような思い込みをもってしてしまうことで、自尊感情や自己評価が低く、悩みを抱え込んでしまい、問題が顕在化しにくいという状況があるからです。

私たちにはどう関係があるの？

女性が抱える問題は、女性だけの問題ではなく、男性も含めた社会全体が今こそ取り組まなければならない課題です。

私たちは、誰もが自分の意志で社会に参画でき、責任も分かち合う社会になるように、「女だから」「男だから」という性別にとらわれた意識にこれまで無自覚に過ごしてきた自分を振り返るなど、一人ひとりができることを始めてみませんか。



あなたやあなたの周りの人が困っているときに、 相談できる窓口があります！

富田林市 女性のための悩み相談

女性カウンセラーによる相談です(面接・電話)。

★要予約: 人権・市民協働課 ☎0721-25-1000(内線472)

日時	9:30~	10:30~	11:30~	13:30~	14:30~
第1火曜日	○	○	○	○	○
第2木曜日	—	○	○	○	○
第3土曜日	○	○	—	—	—

性暴力救援センター・ 大阪SACHICO

あなたが同意していない場合、イヤだと思う場合はすべて性暴力です。プライバシーは守られますので、安心してご相談ください。
072-330-0799 <24時間受付>

大阪府女性のための コミュニティスペース

女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介、同じ悩みを持つ方同士の交流会等の開催、民間企業等からの協賛による生活用品等を必要に応じて提供しています。



大阪府女性のための SNS相談

支援に関する相談先の情報提供を行うなど、女性相談員が一人ひとりの状況に応じたサポートをします。



本市男女共同参画センターウィズが移転します！

ウィズは、男女共同参画をめざして活動するグループ・団体の自主活動、情報交換、交流のための拠点として、すばるホールに設置していましたが、令和6年4月から多文化共生・人権プラザ(若松町1丁目)に移転します！

新施設では、女性に関する相談窓口に加え、生活や人権に関する相談、外国人市民相談窓口を設置し、各種講座なども開催をしていきます！



多文化共生・人権プラザイメージ図

編集・発行

〒584-8511 富田林市常盤町1-1
TEL 0721-25-1000

富田林市

人権・市民協働課 人権・男女共同参画係

発行日

2023 (R5) 年12月

下記までご意見・ご感想をお寄せください！

E-mail

jinken@city.tondabayashi.lg.jp

